

演題：京都市～横浜市金沢区を往来していた兼好法師

演者：高橋正一 横浜歴史研究会 2023/3/6 例会

はじめに

演者は京都に部屋を借り、月に10日ほど滞在し、横浜と行き来していますが、その部屋は、兼好法師（以下、兼好）が『徒然草』を書いたと伝わる洛西双ヶ丘の近くで、兼好も京都市と横浜市金沢区を往復していたので、昔から興味がありました。因みに演者の自宅も金沢区に隣接した磯子区なので尚更です。

さて、『徒然草』は日本三大エッセイのひとつとして有名ですが（あと二つは、清少納言の『枕草子』、鴨長明の『方丈記』）、兼好の出自・経歴は「鎌倉時代後期、京都の吉田神社神職の卜部家に生まれ、堀川家の家司（けいし）となり、後二条天皇（在位 1301～1308）の六位の蔵人から従五位下・左兵衛佐に叙された後、出家し『徒然草』を書いた」という国文学者の風巻景次郎（1902～1960）の考証が最も妥当とされ、これが最近まで定説となっていました。

（1）初期の兼好研究

近代になって、兼好の研究が進むキッカケとなったのは、昭和5年7月、神奈川県立「金沢文庫」が設立されたからだった。

初代文庫長「関靖（やすし 1877～1958）」は、隣接する称名寺塔頭光明院に大量に保存されていた、表面が金澤（かねさわ）流北条氏などの書状で、裏面を称名寺で聖教（仏典）の書写に使用していた、いわゆる「紙背文書」を苦労して調査し『金沢文庫古文書』19冊（昭和 27 年～39 年）として刊行した。

この中に「進上 称名寺侍者 卜部兼好状」、「謹上 称名寺侍者 卜部兼好状」と書かれた書状の懸紙や「兼好」、「うらへのかねよし」と記述された書状が散見され、関はこれらの文書の研究を始めた。

徒然草の第三十四段、第百十九段、また兼好法師歌集の第七十六番の和歌に、金沢や鎌倉に居たと考えられる記述が見られ、從来から、少なくとも一時期（2度ほど数年間）、この地域に滞在していたと考えられていた（注①参照）。

なお今回は、金沢文庫文書に表れる兼好と、徒然草を書いた兼好法師は同一人物であることを前提に話を進めたい。また、時間の都合上、兼好の出自に焦点を当てたい。

金沢文庫は、鎌倉北条氏が武藏国六浦荘の地頭職を手に入れ、一門の「北条実時（1224～1276）」が荘内の金沢郷に別業を営んだことから始まり、当主は「かねさわ」を号とし、鎌倉時代末期は、第3代「金沢貞顕（さだあき 1278～1333）」となっていた。貞顕は第15代執権も務めた。

敷地内に初代実時（厳密には第2代）が両親のために阿弥陀堂を建立、起源とし、それは後に一門の信仰の拠点として称名寺に発展した。貞顕の時代、称名寺の長老は「明忍房釤阿（けんな 1261～1338）」だった。

「兼好」と書かれた史料は、全て貞顕が京都六波羅探題に在任中、釤阿とやり取りした書状の中にあることは、特筆すべき特徴と言える。貞顕の六波羅探題在任は通算長期に渡る（注②）。

その中で最も有名な史料は、「兼好帰洛時」との記述がある書状の断簡で、貞顕の家人で祐筆を務めていた「倉栖兼雄(くらすけんゆう、又は、かねお)」の手になる下記【書①】である。倉栖氏は貞顕の家老級重臣で比較的記録が残っており、倉栖兼雄代筆と比定されている書状も多数存在している。

【書①意訳】俊如御房が鎌倉から上洛の時に持てこられた先月十一日のお手紙と、翌十二日に兼好が鎌倉から帰洛の時に持ってきた手紙は読みました。各内容は承知しました。極楽寺の長老が称名寺に入御とのこと、めでたく思います。また大殿の三十三回忌の法要も如法経以下、たいへんけっこであったとのこと承りました。【以下略】

【書②】

俊如御房上洛之便、去月十一日御状、
兼好帰洛之時、同十二日禪札、各委細
承候了、極楽寺長老入御當寺、日出候、
又大殿卅三年御仏事如法経以下重畳之
由承候了、懇懃之御追善等、定不唐捐
候歟、是にも迎當日、修小仏事候了、
覺守僧都為導師、吐金玉候き、其間子
細略之候、兼又寺用綿并所々未進等事、
嚴密致沙汰可申〔以下欠〕

謹上 称名寺長老御返事

十一月十一日 越後守(貞顕花押)

(金文 16 号)

【書①】

俊如御房上洛之便、去月十一日御状、
兼好帰洛之時、同十二日禪札、各委細
承候了、極楽寺長老入御當寺、日出候、
又大殿卅三年御仏事如法経以下重畳之
由承候了、懇懃之御追善等、定不唐捐
候歟、是にも迎當日、修小仏事候了、
覺守僧都為導師、吐金玉候き、其間子
細略之候、兼又寺用綿并所々未進等事、
嚴密致沙汰可申〔以下欠〕

(金文 554 号) ※金沢文庫文書 4149 点は国宝

後日、後ろ半分(書②)が見つかり、貞顕が11月11日に鎌阿に宛てた書状であることは判明したが、年が判らなかった。関は「大殿の三十三回忌」という文に着目し、最初、「大殿」を貞顕の父、金沢流第2代「顕時(1248~1301)」と考えた。従って、この書状は正慶二年(1333)に書かれたものと比定した。

(2) 数々の矛盾

しかし、この比定は間違っていることを、修紅短大国文科助教授「林瑞栄」が発見した。

なぜなら、この書状を書いた倉栖兼雄は文保二年(1318)5月3日に死去していたからだった。このことは、関自身、「尼隨了諷誦文(あまざいりょうふうじゅもん=金文 6103 号)」、及び「平氏女諷誦文(金文 6105 号)」などから発見していたのだが、自説と矛盾していることに気が付かず、林に指摘されたのだった。金文 6103 号は兼雄の7回忌の、金文 6105 号は兼雄の13回忌の諷誦文(故人を讃える韻文)で、兼雄の母親は「隨了尼(ずいりょうに)」と呼ばれていた。

では「大殿」は誰か?、初代「実時(1276 年 11 月 30 日没)」と考えるのが自然である。その三十三回忌は延慶元年(1308)ということになる。金沢文庫主事の「高梨みどり」は、研究の結果、実際

に実時の三十三回忌法要が行われたのは、その1年前だったと主張した。いずれにせよ兼雄も生きているので矛盾しない。

これにより、書①②は延慶元年か前年の11月11日に、京都六波羅から倉栖兼雄代筆による、称名寺長老釤阿に宛てた金沢貞顕の書状であることが確定した。

とすると、このことは定説と大きく矛盾することになる。定説では「兼好は正安3年(1301)に即位された後二条天皇の六位の蔵人から、6年後、従五位下・左兵衛佐に叙されている」ことになっているからだった。

しかし、

- ・天皇の身辺に奉仕する蔵人が鎌倉に行く、または滞在することはありえない。
- ・六位蔵人であれば、公家日記に登場するのが普通だが全く見当たらない。
- ・書①の中で、貞顕は兼好と呼び捨てにしているが、蔵人や従五位下であれば、ありえない。
※貞顕は、正安2年(1301)従五位上に、徳治2年(1307)正五位下に昇叙
- ・書①②の中で、貞顕は自らの被官の兼雄や敦利と同じように、兼好と記述している。
- ・卜部姓の廷臣は家格が低い神祇官であり、過去、太政官職である左兵衛佐に任官した者はいない。

(3) 林瑞栄の兼好研究

林瑞栄は短大で、たまたま徒然草を講義することになったことから、兼好の研究を始めるようになったのだった。林は金沢文庫文書中、唯一「うらへ(べ)のかねよし」との記述がある書③(金文2801号)を詳しく調査することにより、兼雄と兼好は兄弟で、兼好は兼雄の実弟であると主張した。

【書③意訳】 ところで「下野殿」の病気が…[以下略] 良い便があったので申します。今年は「ご御てて(故父上)」の七回忌です。こちらでも造仏などして仏事を営みましたが、形だけでもそちらで仏事を修さないのも気になりますので、些少ではありますが、銭五百文を差し上げます。これで食事など手配されて僧侶方に差し上げられ、故父上の孝養をなさって下さい。これは「四郎太郎」が供養する分です。諷誦を捧げますならば「うらべのかねよし」と申し上げて下さい。

この書状は、ある親族間で故父の七回忌の法要が話題となっている。受取人は故人の子供で、差出人はこの人物に指図できる目上の女性(かな文字多いので)と考えられる。

林はまず原文を仔細に検討してみたところ、四郎太郎は四郎とも読めると判断し、四郎太郎、ないしは四郎を金沢文庫文書の中から探した。すると「下総国下河辺庄築地郷地頭職訴陳状案(金文5329号)」の中に「倉栖掃部助四郎」の名を見付けた。倉栖氏は下総国下河辺庄築地郷の地頭代だった。

文書の内容は倉栖四郎が年貢米を横領したという訴状に対し、濡れ衣だとして公訴の棄却を要求した四郎の陳述書の案文の断簡だった。この訴訟事件は、兼雄の七回忌の前年に発生したのが判り、林は以下の仮説を導き出した。

書③の差出人は、兼雄・兼好兄弟の母「隨了尼」であり(それは上記の「尼隨了諷誦文=金文6103号」からも判る)、四郎は兼雄の息子(嫡男か)で、訴訟事件に巻き込まれているので七回忌の施主をするには不都合だから、叔父の兼好にやってもらいたいなさい(つまり四郎は兼好の甥になる)、と四郎に指示している手紙であると主張した。図示すると図①のようになる。

(4) 小川剛生の兼好研究

小川剛生(おがわたけお:1971年-)は、国文学者で慶應義塾大学文学部教授、専攻は中世和歌史。「二条良基」の研究で知られる他、これまで疑われる事がなかつた兼好法師(吉田兼好)の出自にまつわる系譜は、戦国時代の吉田神社宮司「吉田兼俱(かねとも)」によって捏造されたものだとする画期的研究を2014年発表し、注目を浴びた。

現在、県立金沢文庫では小川の主張する説をほぼ全面的に賛同・支持(バックアップ)しており(そうとしか思えない)、2014年に特別展「徒然草と兼好法師」、2022年に特別展「兼好法師と徒然草 一いま解き明かす兼好法師の実像」と2回、小川の持説をメインに兼好の特別展を開催している。演者も2014年の特別展を観に行ったことがある(2022年は図録のみ入手)。

小川の研究によれば、吉田兼俱は自家を飾るために当時から著名となっていた兼好を卜部姓でもあり(注③)、吉田家の系図の中にはめ込んでしまった(吉田兼好の誕生である)。嵌め込む時に「藏人、従五位下・左兵衛佐」というキャリアも捏造した。兼俱は自家だけでなく他家のニセ系図も依頼により盛んに作成していたとのことである。

それでは小川は兼好の出自についてどう考えていたのだろうか。

小川は、最も有名な史料書①中の「兼好帰洛時」という記述によく似た記述が、他にもあることに注目し(注④)、兼好は、貞顕の使者として、もつと言えば被官のようにして(あるいは、被官として)京都～金沢を頻繁に往復していたのではないか?と主張している。

また、書③について小川は、林の図①の説とはかなり違う説を主張した。

受取人は故人(こ御てて)の娘、差出人は受取人の母、すなわち、故人の妻と推測した。

小川は紙背文書の表側、つまり金沢流北条氏などの文書の裏側の白紙の部分に称名寺で書写された聖教(仏典)を調べるなど、林より緻密な調査・分析を行った。金沢北条家では、不用になった書状を逐次、称名寺に下げ渡していたようで、同じ時期に書写された聖教の裏の書状は、ほぼ同じ時期に書かれたものと推定できることを発見した。

書③は、「秘鈔口決(ひしょうくけつ)本鈔」という聖教の巻二の紙背にあるが、小川は同書巻八のある紙背文書で、「こまち」という女性から長老「釤阿」に宛てた書状「金文 2619 号」中の「明日は-こ御てて-の正忌日(祥月命日)なので称名寺に墓参したい」という記述に注目した。

小川はこの「こ御てて」は、書③の「こ御てて」と同一人物である可能性が極めて高いと判断し、四郎太郎を兼好として、こまちを姉と推定した。

また「金文 503 号」は、倉栖兼雄の(貞顕の代筆ではなく)自筆私信であると判定し、その中にある「小林の女房」を差出人(兼好の母)、通称「故黄門上人位」を故人で兼好の父と推測した。図示すると図②のようになる。

(5) 両研究の比較

以上のように、林と小川では、かなり違った見解を示しているが、共通するのは、

- ・兼好は、金沢貞顕の被官相当の身分にあった
 - ・書③の差出人は京都在住の女性である
 - ・兼好は差出人の子供であり、子供のうち年少者のほうである
- 大きく違うのは、
- ・林は兼好は元々、倉栖氏。小川は兼好は倉栖氏ではないとしている
 - ・林は兼好の兄、兼雄が故人。小川は兼好の父が故人としている

小川の研究は林より精緻で、現金沢文庫も全面的に支持しているのに対し、林は昭和58年、満を持して『兼好発掘』という大著を著したが、国文学界ではほとんど無視され続けてきた。

しかし、私見を述べれば、林の「兼雄と兼好は倉栖家の兄弟」という説は、偏諱(へんき)的に見ても、各文書から見ても決してあり得なくはないと考える。

(4) その後の兼好

小川は「金文 503 号」から、兼好の父は正安元年(1299)鎌倉で没した後、母は上洛し、姉は鎌倉に残り、兼好は京都へ金沢を上記のように何回か往復したとする。応長元年(1311)春には、京都東山に住んでおり(日記『園太曆』から)、正和2年(1313)以前に出家していることが確実である。

東山に住んだのは、この時期、貞顕が六波羅探題北方に赴任したことと関係があると考えられる(注②)。貞顕の被官達は六波羅周辺に集住していたからである(六波羅は東山の一部)。

以後、兼好の活動は、ほぼ京都において展開、公家・武家・寺院に渡り、幅広い知己を有して活動する。

(6) 仁和寺周辺での活動

兼好は、正和2年(1313)9月1日、京都郊外の小野荘に土地を所有した。この時の契約諸文書の署名が「兼好御房」なので、これより少し前に出家していたのは確実とされている。この時から兼好は隠遁生活に入ったと考えられている。

その後、元亨2年(1322)、この土地を後宇多法王(1267~1324)の崇敬篤い龍翔寺(りゅうしょうじ)に、買値(九十貫文)の 1/3 という寄進同様の価格で譲渡している。

これにより、後宇多との関係が深まり、歌を賞されたり、翌年、邦良親王の歌合に召されたりした。小川はこれを兼好の歌壇デビューと見ている。

なお、定説に出てくる後二条天皇は後宇多の第一皇子であり、邦良は後二条の第二皇子である。吉田兼俱の「兼好は後二条の藏人」という捏造もこの関係から考え出されたものと容易に見当が付く。

そして、この龍翔寺が兼好が徒然草を書いたと言われている双ヶ丘から南に500m ほどの場所にあり、兼好と双ヶ丘の関連は、そのほか幾つもある。

双ヶ丘のすぐ北には仁和寺がある。当時、双ヶ丘の周囲には仁和寺の塔頭が多数建ち並んでいた。兼好は仁和寺に関わる話題を9つも徒然草に書いていることは比較的有名である。

そもそも平安時代末期、横浜市金沢区と磯子区の一部、富岡郷(杉田を含む)、釜利谷郷、金沢郷、六浦郷は仁和寺を領家とする莊園だった。鎌倉時代初期、北条氏はこの莊園の地頭職を手に入れ、北条実時を据えたのだった。

貞顕の時代には、貞顕の庶長子「顕助」が仁和寺の塔頭「真乘院」の8代目院主として迎えられているが、兼好は顕助に随従するような立場であったことは徒然草二百三十八段に窺える。

現在、双ヶ丘東麓には江戸時代に作られた兼好のニセ墓が建つ「長泉寺」があるが、兼好は双ヶ丘西麓に住み徒然草を書いたとの寺伝が残っている。

演者の京都の住まいは双ヶ丘の近くなので(徒歩約5分)、西麓を見に行くと丘が少しくびれていて住居を建てるには好都合と思えた。現在は民家が2軒建っている。

注①に書いた兼好の金沢の住まいと伝わる「上行寺境内の東の山上」も、新杉田の自宅から近いので調べに行ったことがあるが、上行寺もやはり双ヶ丘に似た岡がくびれた奥に本堂が建っている。

東の山上は江戸時代まではさぞかし眺めが良かったと思えるが、海辺りの山上で風当りが強く、あるいは京都も金沢も丘の麓のくびれたところに住居があった可能性もあると思った。

(7) 堀川家との関係

堀川家は村上源氏久我家支流の清華家で、兼好が生きていた頃、たいへん威勢を誇ったが、室町時代に絶家している。

定説では兼好は堀川家の家司となつたことになっているが、もちろんその実記録はない。

ただ「堀川基俊」が8代目将軍「久明親王」と供に鎌倉に常住していた。

また、上記の「頼助」が院主の仁和寺塔頭「真乘院」で「堀川具親(ともちか)」の母親を扶持していたほか、貞顕の女子が堀川家の女御代「琮子」の猶子となっている。琮子の妹「基子(きし)」は後宇多天皇の女官であり、後二条天皇を生んでいる。堀川家は天皇の外戚となり、最盛期を迎えた。

貞顕は、都で琮子・基子の兄「具俊」の部下だったこともある。

また、書①に出てくる大殿三十三回忌の導師を努めた「覚守僧都」は、林の調べで琮子・基子の父「具守」の養子だった。なので、堀川家は兼好というより北条氏や貞顕との関係が強いと言える。

まとめ

以上、人間関係・系譜が複雑に絡み合っていることもあり、冒頭に述べたような定説が、吉田兼俱により捏造されたとする小川の主張は、概ね正しいと考えられる。

また、兼好は出家してからも幕府の重鎮である貞顕との関係は続き、和歌を通じた朝廷での活動を見ると貞顕の諜者(スパイ)を努めた可能性も考えられる。

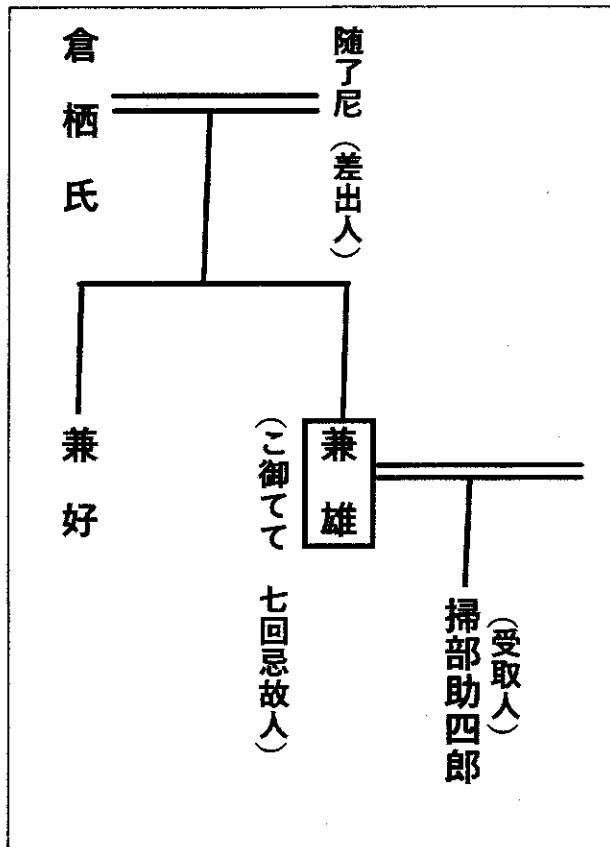
想像を逞しくすれば、九十貫文で買った土地を三十貫文で間接的に後宇多院に譲った時、差額の六十貫文かそれ以上を貞顕に出してもらって、彼の諜者となったのかも知れない。

正中の変が起きる2年前である。

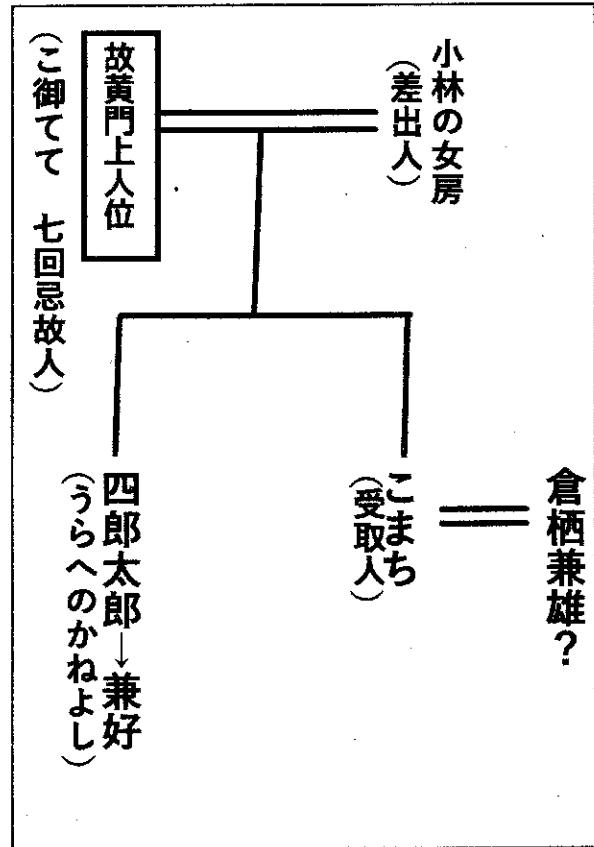
主な参考文献

- ・小川剛生『兼好法師－徒然草に記されなかつた真実』(中央公論新社、2017年)
- ・大野 芳『吉田兼好とは誰だったのか 徒然草の謎』(幻冬舎新書、2013年)
- ・林 瑞栄『兼好発掘』(筑摩書房、1983年)
- ・特別展『兼好法師と徒然草 一いま解き明かす兼好法師の実像－ 図録』(県立金沢文庫、2022年)
- ・特別展『徒然草と兼好法師 図録』(県立金沢文庫、2014年)

【図①】



【図②】



【注①】

徒然草の第三十四段に金沢が登場する。「甲香(かいこう)は、ほら貝のやうなるが、小さくて、口のほどの細長(ほそなが)にして出でたる貝の蓋(ふた)なり。武藏国金沢(むさしのくにかねさは)といふ浦にありしを、所の者は、「つなたりと申し侍る」とぞ言ひし。」とあり、甲香(香料の材料)は、ほら貝に似ているが、小さくて口のあたりが細長く出ている貝の蓋。武藏の国金沢の海岸にあつたものを、土地の人は「つなたりと申します」と言っていた。という内容。

第百十九段には「鎌倉の海に、鰯と言ふ魚は、かの境ひには、さうなきものにて、この比もてなすものなり。それも、鎌倉の年寄の申し侍りしは、「この魚、己れら若かりし世までは、はかばかしき人の前へ出づる事侍らざりき。頭は、下部も食はず、切りて捨て侍りしものなり」と申しき。

かやうの物も、世の末になれば、上ざままでも入りたつわざにこそ侍れ。

「兼好自撰家集」の第七十六番の歌に、「むさしの国金沢といふところに昔住みし家のいたう荒れたるに泊まりて、月の明るい夜に」という「詞書」のあとに “ふるさとの浅茅が庭の露の上に床は草葉とやどる月かな” (ふるさとの荒れ果てた庭に茂る浅茅の露の上に、寝床は草の上と月しかないのだなあ)と詠んでいる。

この兼好が昔住んだという「ふるさと」の家については『新編武蔵風土記稿』(卷六 七十四、久良岐郡之二 金澤領)に「吉田兼好の旧跡は上行寺境内の東の山上なり、兼好五、六年のほど住みせし」と、記されている。

【注②】

貞顕は、乾元元年(1302)7月7日～延慶元年(1308)2月、六波羅探題南方に赴任。延慶3年(1310)6月25日～正和3年(1314)、六波羅探題北方として再度赴任する。

【注③】

吉田兼俱の家系は神道家の卜部家の系譜をひき、永享7年(1435年)卜部兼名の子として誕生。兼俱の代に吉田家を興した。吉田神道の創始者でもある。明智光秀と深い親交のあった兼見は兼俱の曾孫に当たる。

【注④】

貞顕の書状には、金文 32 号の「掃部助(兼雄)帰洛の便に」、金文 101 号などの「敦利帰洛の便を以て」等の記述がある。敦利は、書②にも出てくる被官の「向山敦利」のことである。

【書③】 (金文 2801 号)

小川剛生著『兼好法師』より抜粋

2-6 氏名未詳書状 称名寺蔵、金文 2801 号

つゝもまいらせ候へく候、さてもしもつけとの
いたはり大事に候とうけ給はり候しは、いかゝな
らせ給て候らん、おほつかなくこそ候へ、あまり
人もしに候へは、よにくあちきなくおほえて候、
あはれいのちのうちにけさんにいりまいらせ候
はゝや、みやうにんの御房へも、をなしく申たく
候、あなかしく、

ひんきをよろこひ候て申候、さてはことしこ御ての
七ねんにて候、これにても仏つくりまいらせ、くやう
しなとし候へとも、それにてかたのことくもし候はぬ
御ときさはくらせ給候て、そうちうにまいらせさせ給候て、御てかけうやうして繪は
り候へ、これは■郎太郎かとふらひ候ふんにて候へく候、御申あけはし候ハ、うらへ
のかねよしとふしゆにも申あけさせ給候へ、●十